

みんなで支え合うために

65歳以上の人への介護保険料

介護保険は、皆さんが納める保険料と、

国の負担金などを財源に運営しています。

介護が必要になったとき、安心してサービスを利用できるよう、

保険料は必ず納めましょう。

いつから納めるの

65歳になった月（誕生日の前日が属する月）分から保険料を納めます。

※40歳以上65歳未満の人は、加入している医療保険に上乗せされます。

保険料の決まり方は

令和6・7年度の3年間にかかる、介護サービスに必要な費用の総額を見込んで算出した基準額を基に、本人や世帯の前の所得状況などに応じて算定されます（別表）。

保険料の納め方は

年金から天引きする特別徴収と、口座振替か納付書で納める普通徴収があります。

特別徴収（年金天引き）

老齢（退職）・遺族・障害年金が年額18万円以上の人には、受給

する年金から、あらかじめ保険料が天引きされます。

●普通徴収（口座振替、納付書

年金額が年額18万円未満の人は普通徴収になります。口座振替か市から届く納付書で納めてください。

納付は口座振替が原則です。

納付書で納めている人は、便利で納め忘れない口座振替に切り替えましょう。

年金額が年額18万円以上の人でも、次のときは一定の期間、普通徴収になります。

○年度途中で65歳になった

○年金から天引きする特別徴収転入した

○修正申告などによって所得段階が変更になつた

○年金差し止めなどによって年金の支給が一時停止された

給付の一時差し止め、利用者負担割合の引き上げなどの措置が取られます。
保険料の未納は本人だけの問題ではありません。配偶者や世帯主にも、連帯納付義務があります。本人が亡くなつた場合も、

相続により保険料の債務は引き継がれます。忘れずに納付してください。

問い合わせ先
高齢者福祉課介護保険班

☎ 62-5308

【別表】所得段階ごとの介護保険料（令和6年度）

所得段階	対象	保険料率	保険料額	
			年額	月額
第1段階	生活保護受給者	基準額×0.285	18,810円	1,568円
	世帯全員が市民税非課税			
第2段階	合計所得+課税年金収入額が80万円を超える人	基準額×0.485	32,010円	2,668円
第3段階	合計所得+課税年金収入額が120万円を超える人	基準額×0.685	45,210円	3,768円
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税	合計所得+課税年金収入額が80万円以下の人は	基準額×0.9	59,400円
第5段階	第4段階以外の人	基準額	66,000円	5,500円
第6段階	本人が市民税課税	合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.2	79,200円
第7段階		合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額×1.3	85,800円
第8段階		合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額×1.5	99,000円
第9段階		合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	基準額×1.7	112,200円
第10段階		合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	基準額×1.9	125,400円
第11段階		合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	基準額×2.1	138,600円
第12段階		合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	基準額×2.3	151,800円
第13段階		合計所得金額が720万円以上の人	基準額×2.4	158,400円